

## ☆協会けんぽ 平成31年度の健康保険・介護保険料率

全国健康保険協会の健康保険料率・介護保険料率が変更になります。

健康保険料率（東京都）：9.90% 介護保険料率：1.73%

※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、一般の被保険者は3月分（4月納付分）から適用となります。

## ☆36協定の新様式について

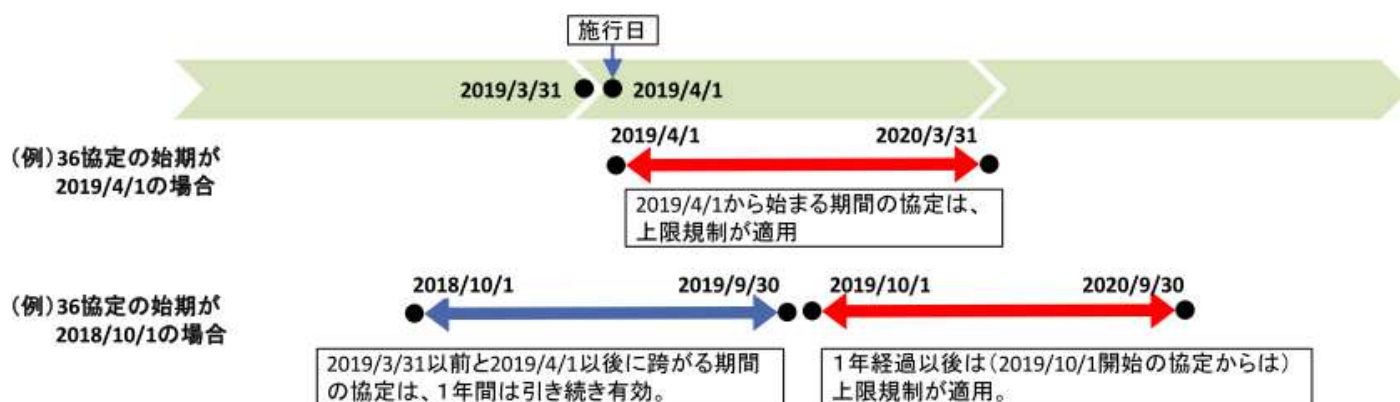
「働き方改革」の法令改正により、36協定の新様式が策定されました。新様式は、「労働時間の上限規制」の適用にあわせ、2019年4月以後の期間（中小企業は2020年4月以後の期間）のみを定めた36協定から使用します。以下、留意点です。

### ・経過措置期間

法改正の施行にあたっては経過措置があります。

「2019年3月31日以前」（中小企業は「2020年3月31日以前」を含む期間）について定めた36協定は、その協定の初日から1年間は引き続き有効であり、上限規制は適用されません。従って経過措置期間は従前様式で届出をすることになります。

（ただし経過措置期間中であっても、上限規制に対応できる場合は新様式で届出してもかまいません）



（厚生労働省「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」より）

### ・中小企業の届出

中小企業が経過措置期間に新様式で届出する場合、「時間外労働及び休日労働を合算した時間数が単月100時間未満、かつ2～6箇月平均で80時間とする要件を満たすことについて協定しない場合には、チェックボックスへのチェックは要しない」（厚労省解釈通達）とされています。

### ・新様式のダウンロードはこちらで検索

働き方改革 厚労省 36協定  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！